

平成29年度税制改正～国外財産に対する相続税・贈与税の納税義務の範囲の見直し～

平成29年度の税制改正により、国外財産に対する相続税・贈与税の納税義務の範囲の見直しが行われましたので、その内容についてお知らせいたします。

相続税又は贈与税の納税義務の見直し

- 贈与者と受贈者の双方が5年超国外に居住してから国外財産を贈与する等の租税回避を防止するため、国内に住所を有していない期間の基準を 「5年以内」 ⇒ 「10年以内」とする。
- 住所が一時的である外国人同士の相続等の場合は、国外財産を課税対象とせず、国内財産のみ課税とされました。
⇒ 高度外国人材等の受入れの促進
- 租税回避行為防止のため、日本の住所・国籍を有しない者が、過去10以内に日本に住所を有していた者（短期滞在の外国人を除く）から相続等により取得した国外財産が課税対象とされました。

これまでの相続税・贈与税では、日本で就労する外国人が死亡した場合、国外財産についても、日本の相続税の課税対象となることがあり、その税負担が高度人材の来日の阻害要因ともなっていました。

そのため、外国人材が日本で働きやすい環境を構築するため、外国人材の保有する国外財産に係る相続税・贈与税の納税義務の範囲が見直しされました。

<国内に住所を有しない者に係る納税義務の見直し>

- ① 国内に住所を有しない者であって日本国籍を有する相続人等に係る相続税の納税義務について、国外財産が相続税の課税対象外とされる要件を、被相続人及び相続人等が相続開始前10年以内のいずれの時においても国内に住所を有したことがないこととする。
- ② 国内に住所を有しない者であって日本国籍を有しない相続人等が国内に住所を有しない者であって相続開始前10年以内に国内に住所を有していた被相続人等（※1）から相続又は遺贈により取得した国外財産を、相続税の課税対象に加える。

（※1）日本国籍を有しない者であって一時的滞在をしていたものを除く。

上記により、租税回避が抑制されます。

<高度外国人材等受入促進のための納税義務の見直し>

被相続人等及び相続人等が出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格をもって一時的滞在（※2）をしている場合等の相続又は遺贈に係る相続税については、国内財産のみを課税対象とすることとする。

（※2）国内に住所を有している期間が相続開始前15年以内で合計10年以下の滞在をいう。

これにより、一時的に日本に住所を有している外国人同士の相続等の場合には、国外財産（本国の自宅等）に日本の相続税が課税されないことになり、高度外国人材等の受け入れにつながります。

国外財産に係る相続税等の納税義務の範囲

被相続人 贈与者		相続人 受遺者	国内に住所あり		国内に住所なし		
			短期滞在の外国人 （※1）	日本国籍あり		日本国籍なし	
				10年以内に 住所あり	10年以内に 住所なし		
国内に住所あり							
短期滞在の外国人（※1）							
国内に 住所なし		10年以内に住所あり		国内・国外財産ともに課税			
		短期滞在の外国人（※2）				国内財産のみに課税	
		10年以内に住所なし					

（注） 図中 部分は国内・国外財産ともに課税。 部分は国内財産のみに課税。

※1 出入国管理及び難民認定法別表1の在留資格の者で、過去15年以内において国内に住所を有していた期間の合計額が10年以下の者

※2 日本国籍にない者で、過去15年以内において国内に住所を有していた期間の合計額が10年以下の者

<適用時期>この改正は平成29年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。